

【「施工プロセス」チェックリスト（営繕工事編）】の手引きの修正箇所一覧表

令和8年6月1日改正

| ページ                 | 項目  | 現行   | 改正  | 理由          |
|---------------------|---|--|---|-------------|
| 運用指針                | 附則  |  | この運用指針は、令和8年6月1日以降に契約した工事に適用する。（一部改正）   | 施行日の設定      |
| プロセス<br>チェック<br>リスト | 「施工プロセス」の<br>チェックリスト<br>別紙-1  | 1施工体制 I 施工体制一般 6施工体制台帳、施工体系図または作業分担に関する資料<br>1) 施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。（施工時の当初、変更時）<br>2) 施工体制台帳の添付書類等である下請負契約書等（写）及び再下請負業者を提出している。（施工時の当初、変更時）   | 1施工体制 I 施工体制一般 6施工体制台帳、施工体系図または作業分担に関する資料<br>1) 施工体制台帳及び施工体系図を作成し、提出を行い、かつ現場に備え付けている。（施工時の当初、変更時）<br>2) 再下請負通知書を作成し、提出を行い、現場に備え付けている。（施工時の当初、変更時） | 長崎県の修正版による。 |
|                     | 「施工プロセス」の<br>チェックリスト<br>別紙-2  | 1施工体制 I 施工体制一般 6施工体制台帳、施工体系図または作業分担に関する資料<br>1) 施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。<br>2) 施工体制台帳の添付書類等である下請負契約書等（写）及び再下請負業者を提出している。   | 1施工体制 I 施工体制一般 6施工体制台帳、施工体系図または作業分担に関する資料<br>1) 施工体制台帳及び施工体系図を作成し、提出を行い、かつ現場に備え付けている。<br>2) 再下請負通知書を作成し、提出を行い、現場に備え付けている。                         | 長崎県の修正版による。 |
| 1. 施工体制<br>I 施工体制一般 | 1 品質・安全管理体制<br>1) 品質及び安全計画に見合う管理体制が確立されている。<br><注意事項><br>① 公共建築工事標準仕様書（1.2.2 施工計画書）<br>(a) 受注者は、工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に提出する。<br>(b) 品質計画、一工程の施工の確認及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を、当該工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。<br>(c) (b)の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督職員の承諾を受ける。<br>(d) 施工計画書の内容を変更する必要が生じた場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。<br>③ 公共建築工事標準仕様書（1.3.6 品質管理）<br>(a) 1.2.2(b)による品質計画に基づき、適切な時期に、必要な管理を行う。<br>④ 【総合施工計画書】特記仕様書 1 一般共通事項 3 施工計画書 総合施工計画書 | 1 品質・安全管理体制<br>1) 品質及び安全計画に見合う管理体制が確立されている。<br><注意事項><br>① 公共建築工事標準仕様書（1.2.2 施工計画書）<br>(1) 受注者は、工事の着手に先立ち、工事全般に関する総合的な計画をまとめた施工計画書(総合施工計画書)を作成し、監督職員に提出する。<br>(2) 施工計画書の作成に当たり、関連工事等の関係者と調整のうえ、十分検討する。<br>(3) 品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書(工種別施工計画書)を、工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。<br>(4) (1)及び(3)の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督職員の承諾を受ける。また、品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督職員の承諾を受ける。<br>(5) 施工計画書の内容を変更する必要が生じた場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。<br>③ 公共建築工事標準仕様書（1.3.6 品質管理）<br>(1) 1.2.2(3)による品質計画に基づき、適切な時期に、必要な品質管理を行う。<br>④ 【総合施工計画書】建築・設備工事共通特記仕様書Ⅱ-2(1)1-1-6 施工計画書作成の手引き(建築工事編)(令和6年4月改定) | 公共建築工事標準仕様書に合せた修正。  |             |
|                     |   | ⑤ 参考：建設業法第26条の4（主任技術者及び監理技術者の職務等）主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。   | 長崎県の修正版による。   |             |
|                     | 2) 施工計画書に現場の就業時間を記載している。<br><注意事項><br>① 【総合施工計画書】：特記仕様書 1 一般共通事項 3 施工計画書 総合施工計画書<br><br>(16) その他  | 2) 施工計画書に現場の就業時間を記載している。<br><注意事項><br>① 【総合施工計画書】：建築・設備工事共通特記仕様書Ⅱ-2(1)1-1-6 施工計画書作成の手引き(建築工事編)(令和6年4月改定)<br><br>(16) 法定休日・所定休日（週休二日の導入）<br>(17) その他  | 出典元の修正、週休2日の追記  |             |
|                     | 2 建設業退職金共済制度<br>3) 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。<br>6. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事の着手前（工期始期日から30日以内）に発注者に提出しなければならない。   | 2 建設業退職金共済制度<br>3) 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。<br>7. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を余裕期間制度の有無に関わらず、工事請負契約締結後原則30日以内（電子申請方式による場合にあっては、40日以内）に発注者に提出しなければならない。なお、工事完成後、速やかに掛け金充当実績総括表を作成し、監督職員に提示しなければならない。  | 長崎県建設工事共通仕様書に合せた修正  |             |
|                     | 4 労働保険関係成立票<br>1) 「労災保険関係成立票」を現場の見やすい場所に掲示している。<br><チェックポイント><br>現場確認： 標識の掲示状況と記載技術者を届出書類により確認する。   | 4 労働保険関係成立票<br>3) 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。<br><チェックポイント><br>現場確認： 標識の掲示状況により確認する。   | 長崎県の修正版による。   |             |

【「施工プロセス」チェックリスト（管総工事編）】の手引きの修正箇所一覧表

令和8年6月1日改正

| ページ | 項目 | 現行   | 改正   | 理由                 |
|-----|----|--|--|--------------------|
|     |    | <p>6 施工体制台帳、施工体系図または作業分担に関する資料</p> <p>1) 施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。</p> <p>&lt;判断基準&gt;</p> <p>適正：適正な施工体制台帳及び施工体系図が提出された。</p> <p>&lt;注意事項&gt;</p> <p>⑤【施工体制台帳】：特記仕様書 「長崎県建設工事共通仕様書」から抜粋<br/>                     (1) 建設業法第24条の7第1項及び建設業法施工規則第14条の2に掲げる事項</p> <p>⑥【施工体系図「提出用」(下請負金額記入分)の提出】：長崎県建設工事共通仕様書(1-1-14)<br/>                     ・受注者は、下請契約を締結した場合には、施工体系図「提出用」(下請区分、住所、代表者名、許可番号、請負金額の他必要事項を記載)を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>&lt;施工体系図「提出用」の確認&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者は、提出する施工体系図のみ下請負金額(建設業のみ)を記入する。但し、一次下請負人となる警備会社については⑤(3)を記載する。</li> <li>・警備会社以外及び建設業以外の記載については、監督職員の指示によるものとする。</li> <li>・クレーン作業等の単価契約の場合は、契約時点の予定総額(1日当たりの単価×日数)を記入する。</li> <li>・受注者は、当初、変更毎に作成日を記載する。</li> </ul> <p>2) 施工体制台帳の添付書類等である下請負契約書等(写)及び再下請負業者を提出している。</p> <p>&lt;判断基準&gt;</p> <p>適正：適正な書類が確認できた。</p> <p>&lt;注意事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工体制台帳が作成される工事を受けた下請業者が、さらにその工事を孫請業者に再下請したときには、遅滞なくその再下請の建設工事の内容、工期などを、もともとの受注者である特定建設業者(建設業者)に通知しなければならない。また、入契法(第15条第1項)においては、建設業法の規定中「特定建設業者」とあるのは、「建設業者」とすることが規定されている。</li> </ul> <p>【指導事項】</p> <p>施工体制台帳で、記載している下請建設業者のほか、交通誘導警備員、調査など当該工事内で積み上げ計上しているものも同様に指導する。</p> <p>3) 施工体制台帳及び添付書類で社会保険等の加入状況を記載している。</p> <p>③ 24建企第400号 平成24年10月30日付「長崎県建設工事共通仕様書の一部改定(施工体制台帳並びに再下請負通知書の様式の変更)について(通知)」<br/>                     【施工体制台帳の記載事項等】：建設業法施行規則(第14条の2)<br/>                     【再下請負通知を行うべき事項等】：建設業法施行規則(第14条の4)<br/>                     ・施工体制台帳において、健康保険等の加入状況を明記する。下請負人に関する事項においても同様。</p> <p>4) 施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。</p> <p>&lt;判断基準&gt;</p> <p>通知：施工体系図「揭示用」の揭示や記載内容に不備があったので、監督職員が助言・指導(文書通知)を行った。<br/>                     対象外：下請工事が無い場合 (※ただし、一次下請となる警備会社の場合は作成が必要。)<br/>                     長崎県建設工事共通仕様書(1-1-14)</p> <p>&lt;注意事項&gt;</p> <p>①【施工体系図「揭示用」の揭示】：長崎県建設工事共通仕様書(1-1-14)<br/>                     ・受注者は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図「揭示用」を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。<br/>                     ② 受注者は、当初、変更毎に作成日を記載する。</p> <p>5) 施工体系図または下請負人通知書等に記載されていない業者が作業していない。</p> <p>&lt;注意事項&gt;</p> | <p>6 施工体制台帳、施工体系図または作業分担に関する資料</p> <p>1) 施工体制台帳及び施工体系図を作成し、提出を行い、かつ現場に備え付けている。</p> <p>&lt;判断基準&gt;</p> <p>適正：適正な施工体制台帳及び施工体系図が作成され、添付書類も適正であり、提出及び現場備えが確認できた。</p> <p>&lt;注意事項&gt;</p> <p>⑤【施工体制台帳】：特記仕様書 「長崎県建設工事共通仕様書」から抜粋<br/>                     (1) 建設業法第24条の7第1項及び建設業法施行規則第14条の2(作業員名簿含む)に掲げる事項</p> <p>⑥【施工体系図の提出】：長崎県建設工事共通仕様書(1-1-14)<br/>                     ・受注者は、下請契約を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、監督職員に提出しなければならない。<br/>                     ・表示内容は、建設業法施行規則第14条の6に掲げる事項<br/>                     ※ほか、安衛法に基づいた安全管理責任者等の明示(統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、安全衛生責任者)<br/>                     ・施工体系図はの様式は、法令上、記載しなければならない事項が網羅されていれば、樹状図形式または表形式のいずれでもよい</p> <p>削除</p> <p>2) 再下請負通知書を作成し、提出を行い、現場に備え付けている。</p> <p>&lt;判断基準&gt;</p> <p>適正：適正な再下請通知書が作成され、添付書類も適切であり、提出及び現場備え付けが確認できた。</p> <p>&lt;注意事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業法では、施工体制台帳が作成される工事を受けた下請業者が、さらにその工事を孫請業者に再下請したときには、遅滞なくその再下請の建設工事の内容、工期などを、もともとの受注者である特定建設業者に通知しなければならない。入契法では、公共工事についての建設業法第24条の8第2項の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」とすることとなっている。</li> </ul> <p>【指導事項】</p> <p>削除</p> <p>3) 施工体制台帳及び添付書類で社会保険等の加入状況を記載している。</p> <p>③【施工体制台帳及び再下請通知書の記載事項及び添付書類】<br/>                     ・施工体制台帳の記載事項及び添付書類：建設業法施行規則第14条の2に定められた事項<br/>                     ・再下請通知書の記載事項及び添付書類：建設業法施行規則第14条の4に定められた事項</p> <p>4) 施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。</p> <p>&lt;判断基準&gt;</p> <p>通知：施工体系図の揭示や記載内容に不備があったので、監督職員が助言・指導(文書通知)を行った。<br/>                     対象外：下請工事が無い場合</p> <p>&lt;注意事項&gt;</p> <p>①【施工体系図の揭示】：長崎県建設工事共通仕様書(1-1-14)<br/>                     ・受注者は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。<br/>                     ②【施工体系図の記載内容及び提出】6-1)⑥参照</p> <p>5) 施工体系図または下請負人通知書等に記載されていない業者が作業していない。</p> <p>&lt;注意事項&gt;</p> | <p>長崎県の修正版による。</p> |

【「施工プロセス」チェックリスト（管総工事編）】の手引きの修正箇所一覧表

令和8年6月1日改正

| ページ                  | 項目                  | 現行   | 改正  | 理由                 |
|----------------------|---------------------|--|---|--------------------|
|                      |                     | <p>②【現場技術者等の腕章着用】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-51）<br/>                     1. 現場代理人、監理技術者、主任技術者等の現場技術者は、腕の見やすい箇所に腕章を着用する。※腕章表示例等参照のこと<br/>                     2. 受注者が、配置する監理技術者、主任技術者（下請の主任技術者を含む）、専任義務のある元請の専門技術者は、身分を証明できる資料（技術者証や免許証等）を携行しなければならない。<br/>                     ③【施工体制台帳及び施工体系図】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-14）</p> <p>6) 下請負契約の作業について元請による成果の検収がなされている。</p> <p>&lt;注意事項&gt;<br/>                     ③【工事の下請負】：特記仕様書 「長崎県建設工事共通仕様書」から抜粋<br/>                     1-1-1-2 工事の下請負<br/>                     (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請負契約を締結するときは、適正な額の請負代金で下請負契約の締結に努めなければならない。</p> | <p>②【施工体制台帳及び施工体系図】：6-1)⑥参照</p> <p>6) 下請負契約の作業について元請による成果の検収がなされている。</p> <p>&lt;注意事項&gt;<br/>                     ③【工事の下請負】：特記仕様書 「長崎県建設工事共通仕様書」から抜粋<br/>                     1-1-1-2 工事の下請負<br/>                     (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請負契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請負契約を締結しなければならない。</p>  |                    |
| プロセス<br>チェック<br>判断基準 | 1. 施工体制<br>II 配置技術者 | <p>7 工事実績情報<br/>                     1) 契約締結後等の10日以内(祝日を除く)に適正に登録機関に申請し、登録されたことを証明する資料を、監督職員に提出した。</p> <p>&lt;注意事項&gt;<br/>                     ①【工事実績情報の登録】：特記仕様書 「長崎県建設工事共通仕様書」から抜粋<br/>                     1-1-7 工事実績情報の登録<br/>                     ・受注者は、受注時または変更時において工事請負金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報について「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたい。受注時は契約後、変更時は変更契約後、完成時は工事完成後、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に登録申請をしなければならない。</p>   | <p>7 工事実績情報<br/>                     1) 契約締結後等の10日以内(祝日を除く)に適正に登録機関に申請している。</p> <p>&lt;注意事項&gt;<br/>                     ①【工事実績情報の登録】：特記仕様書 「長崎県建設工事共通仕様書」から抜粋<br/>                     1-1-7 工事実績情報の登録<br/>                     ・受注者は、受注時または変更時において工事請負金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報について「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたい。受注時は契約後、変更時は変更契約後、完成時は工事完成後、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に登録申請をしなければならない。<br/>                     ・受注者は工事実績情報の登録後は、当該登録内容確認資料を整理・保管するものとし、監督職員の請求があった場合は、遅延なく提示する。</p> | 長崎県建設工事共通仕様書に合せた修正 |
|                      |                     | <p>8 現場代理人<br/>                     1) 現場代理人は、現場に常駐しているか。</p> <p>&lt;注意事項&gt;<br/>                     ①【常駐】：工事目的物の敷地に留まらなくても、その近傍で直接管理可能な常に連絡が取れる状態であること。※「技術者制度マニュアルver5.0 R5.4.17」<br/>                     ※「現場代理人の取り扱いについて（通知）」4 建企第507号</p> <p>④【専任の主任技術者（監理技術者）の途中交代について】<br/>                     :平成26年3月31日付（25建企第647号）</p> <p>2) 監督職員への通知、報告、申出等を書面で行っている。</p> <p>&lt;チェックポイント&gt;<br/>                     書類確認： 監督職員との連絡調整の事務処理記録や工事記録の状況について、現場代理人として把握しているか聞き取りにより確認する。</p>   | <p>8 現場代理人<br/>                     1) 現場代理人は、現場に常駐しているか。</p> <p>&lt;注意事項&gt;<br/>                     ①【常駐】：工事目的物の敷地に留まらなくても、その近傍で直接管理可能な常に連絡が取れる状態であること。※「技術者制度運用マニュアルver5.0 R5.4.17」<br/>                     ※「現場代理人の取り扱いについて（通知）」6 建企第268号</p> <p>削除</p> <p>2) 監督職員への通知、報告、申出等を書面で行っている。</p> <p>&lt;チェックポイント&gt;<br/>                     書類確認： 監督職員との連絡調整の事務処理記録や工事記録の状況について、現場代理人として把握しているか書面により確認する。</p>  | 長崎県の修正版による。        |
|                      |                     | <p>9 監理技術者（主任技術者）の専任制等<br/>                     1) 技術者としての要件が資格者証等により確認できた。</p> <p>&lt;チェックポイント&gt;<br/>                     書類確認： 元請人の監理技術者（監理技術者補佐含む）または主任技術者の業種に対する資格要件、資格者証、工事履歴等により確認する。</p> <p>&lt;注意事項&gt;<br/>                     全文修正</p> <p>4) 施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係っていた。</p> <p>&lt;注意事項&gt;<br/>                     ③【監理技術者の職務等】：令和4年12月23日付け国不建第457号 監理技術者制度運用マニュアル（2-3）</p>   | <p>9 監理技術者（主任技術者）の専任制等<br/>                     1) 配置予定技術者の資格要件等を現場代理人等通知書等で確認した。</p> <p>&lt;チェックポイント&gt;<br/>                     書類確認： 元請人の配置予定技術者の資格要件、資格者証、工事履歴（資格要件を実務経験）等を現場代理人等決定通知書及び添付書類により確認する。</p> <p>&lt;注意事項&gt;<br/>                     全文修正</p> <p>4) 施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係っていた。</p> <p>&lt;注意事項&gt;<br/>                     ③【監理技術者の職務等】：運用については、最新の通知や監理技術者制度運用マニュアルに準じるものとする。参考：監理技術者制度運用マニュアル（二-三 監理技術者等の職務）</p>  | 長崎県の修正版による。        |

【「施工プロセス」チェックリスト（管総工事編）】の手引きの修正箇所一覧表

令和8年6月1日改正

| ページ                | 項目                            | 現行   | 改正  | 理由                 |
|--------------------|-------------------------------|--|---|--------------------|
|                    |                               | <p>10 専門技術者の配置</p> <p>1) 専門技術者を選任し、配置している。</p> <p>&lt;チェックポイント&gt;</p> <p>書類確認： 提出された施工体制台帳（図）等により確認する。</p> <p>&lt;注意事項&gt;</p> <p>※政令で定める500万円以下の軽微な建設工事を除く。</p>  | <p>10 専門技術者の配置</p> <p>1) 専門技術者を選任し、配置している。</p> <p>&lt;チェックポイント&gt;</p> <p>書類確認： 提出された施工体制台帳及び施工体系図により確認する。</p> <p>&lt;注意事項&gt;</p> <p>※政令で定める500万円未満の軽微な建設工事を除く。</p>  | 長崎県の修正版による。        |
|                    |                               | <p>11 作業主任者の選任</p> <p>1) 作業主任者を選任し、配置している。</p>   | <p>11 作業主任者の選任</p> <p>1) 作業主任者を選任し、配置している。</p> <p>2) アーク溶接作業主任者：金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を修了したものの金属アーク溶接作業…特定化学物質障害予防規則（第27条第2項）</p> <p>※金属アーク溶接以外の特定化学物質は対象外</p>   | 長崎県の修正版による。        |
| 1. 施工状況<br>I. 施工管理 | 13 設計図書の照査等                   | <p>1) 契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。</p> <p>&lt;注意事項&gt;</p> <p>② 公共建築工事標準仕様書（1.1.8 疑義に対する協議等）</p> <p>(a) 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり又は取合い等の関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、監督職員と協議する。</p> <p>(b) (a)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。</p> <p>(c) (a)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項は、1.2.4(a)による。</p> <p>2) 現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を提示して確認を受けた。</p> <p>&lt;判断基準&gt;</p> <p>対象外：1.2-1&lt;注意事項&gt;①の1)から5)に該当する事実が発見されなかった工事。</p> | <p>1) 契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。</p> <p>&lt;注意事項&gt;</p> <p>② 公共建築工事標準仕様書（1.1.8 疑義に対する協議等）</p> <p>(1) 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合な場合が生じた場合は、監督職員と協議する。</p> <p>(2) (1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。</p> <p>(3) (1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項は、記録を整備する。</p> <p>2) 現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を提示して確認を受けた。</p> <p>&lt;判断基準&gt;</p> <p>対象外：1.3-1&lt;注意事項&gt;①の1)から5)に該当する事実が発見されなかった工事。</p>   | 公共建築工事標準仕様書に合せた修正  |
|                    | 14 施工計画書                      | <p>1) 工事着手（変更を含む）に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出した。</p> <p>&lt;注意事項&gt;</p> <p>③ 公共建築工事標準仕様書（1.2.2 施工計画書）</p> <p>④ 総合施工計画書（1-一般共通事項 3施工計画書）</p> <p>⑤ 【施工計画書】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-1-2）</p> <p>44.工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または、測量をいう。）</p> <p>2) 現場施工方法が施工計画書の記載内容と一致している。</p> <p>&lt;注意事項&gt;</p> <p>① 【総合施工計画書】：特記仕様書（1-一般共通事項 3施工計画 ⑥品質計画）</p>  | <p>1) 工事着手（変更を含む）に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出した。</p> <p>&lt;注意事項&gt;</p> <p>③ 公共建築工事標準仕様書（1.2.2 施工計画書）</p> <p>※施工体制一般の1-1）と同様の修正</p> <p>④ 【総合施工計画書】 建築・設備工事共通特記仕様書Ⅱ-2(1)1-1-6</p> <p>⑤ 【施工計画書】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-1-2）</p> <p>44.工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または、測量をいう。）<b>、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作のいずれかに着手することをいう。</b></p> <p>2) 現場施工方法が施工計画書の記載内容と一致している。</p> <p>&lt;注意事項&gt;</p> <p>① 【総合施工計画書】：建築・設備工事共通特記仕様書Ⅱ-2(1)1-1-6</p> | 長崎県建設工事共通仕様書に合せた修正 |
|                    | 15 施工管理（工事材料、機材の管理、出来高、品質管理等） | <p>1) 工事材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。</p> <p>&lt;注意事項&gt;</p> <p>② 公共建築工事標準仕様書（1.4.2 材料の品質等）</p>  | <p>15 施工管理（工事材料、機材の管理、出来高、品質管理等）</p> <p>1) 工事材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。</p> <p>&lt;注意事項&gt;</p> <p>② 公共建築工事標準仕様書（1.4.2 材料の品質等）</p>  | 公共建築工事標準仕様書に合せた修正  |

【「施工プロセス」チェックリスト（営繕工事編）】の手引きの修正箇所一覧表

令和8年6月1日改正

| ページ                 | 項目 | 現行  | 改正  | 理由  |
|---------------------|----|---|---|---|
|                     |    | <p>(a) 工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、<b>仮設に使用する材料は新品でなくてもよい。</b></p> <p>(b) 使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督職員に提出する。ただし、設計図書においてJIS又は、JASによると指定された材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合及びあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。</p> <p>(c) (略)</p> <p>(d) 調合を要する材料については、調合に先立ち、調合票等を監督職員に提出する。</p> <p>(e) 材料の色、柄等については、監督職員の指示を受ける。</p> <p>(f) 設計図書に定められた材料の見本を提出又は提出し、材質、仕上げの程度、色合等について、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。</p> <p>(g) 設計図書に定められた規格等が改正された場合は、1.1.8による。</p> <p>2) 日常の出来形、品質管理が書面で確認できる。</p> <p>&lt;注意事項&gt;</p> <p>③ 公共建築工事標準仕様書 (1.3.6 品質管理)</p> <p>(a) 1.2.2(b)による品質計画に基づき、適切な時期に、必要な管理を行う。</p> <p>④ 【材料の品質等】：特記仕様書 (1 一般共通事項 10 材料の品質等)</p> <p>(略)</p> <p>本工事において、JIS及びJASマークの表示のない材料を使用する場合の材料及び機材等の製造者等は、次の(1)～(6)のすべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。</p> <p>(略)</p> <p>なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関（(一社)公共建築協会 他）が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。</p> | <p>(1) 使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、新品とする。<b>ただし、設計図書に定めるものある場合は、この限りでない。</b></p> <p>(※2.1.2 仮設に使用する材料は、適切な性能を有するものとし、新品に限らない。)</p> <p>(2) 使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督職員に提出する。ただし、設計図書においてJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 工事現場施工のコンクリート工事に使用するせき板の材料として合板を使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した内容の板面表示等により合法性を確認し、監督職員に報告する。</p> <p>(5) 調合を要する材料は、調合票等を監督職員に提出する。</p> <p>(6) 設計図書に定められた材料の見本を提出又は提出し、材質、仕上げの程度、色合等について、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>(7) 設計図書に定められた規格等が改正された場合は、1.1.8による。</p> <p>2) 日常の出来形、品質管理が書面で確認できる。</p> <p>&lt;注意事項&gt;</p> <p>③ 公共建築工事標準仕様書 (1.3.6 品質管理)</p> <p>(1) 1.2.2(3)による品質計画に基づき、適切な時期に、必要な品質管理を行う。</p> <p>④ 【材料の品質等】：建築・設備工事共通仕様書 (1 各章共通事項 11 材料の品質等)</p> <p>(略)</p> <p>本工事において、<b>別表-2に示す</b>材料を使用する場合の材料及び機材等の製造者等は、次の(1)～(6)のすべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。</p> <p>(略)</p> <p><b>削除</b></p>   |   |
| 2. 施工状況<br>II. 工程管理 |    | <p>17 工程管理</p> <p>&lt;判断基準&gt;</p> <p>適正：工事着手前（工期の始期から40日以内）に実施工程表の提出を確認した。</p> <p>&lt;注意事項&gt;</p> <p>③公共建築工事標準仕様書 (1.2.1 実施工程表)</p> <p>(a) 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>(b) 契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要が生じた場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を遅滞なく変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>(c) (b) によるほか、実施工程表の内容を変更する必要が生じた場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。</p> <p>(d) 監督職員の指示を受けた場合は、実施工程表の補正として、週間又は月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督職員に提出する。</p> <p>(e) 概成工期が特記された場合は、<b>実施工程表にこれを明記する。</b></p> <p>3) 作業員の休日の確保を行った記録が整備されている。</p> <p>③ 【週休2日促進工事の場合】：長崎県の営繕工事における週休2日促進工事試行要領（R7.1.10一部改定）</p> <p>・R7.4.1以降は、月単位の4週8休と通期の4週8休、それ以外となる。</p> <p>4) 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。</p> <p>③ 労働基準法の改正により、建設業においても時間外労働の上限が罰則付きで令和6年4月1日から適用される。</p> <p>・原則、月45時間、年360時間。臨時的な特別な事情がなければこれを超えることができない。また、臨時的な特別な事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、年720時間以内等の上限を超える時間外労働・休日労働ができない。</p>   | <p>17 工程管理</p> <p>&lt;判断基準&gt;</p> <p>適正：工事着手前（工期の始期から40日以内）に<b>各種工程を記載した</b>実施工程表の提出を確認した。</p> <p>&lt;注意事項&gt;</p> <p>③公共建築工事標準仕様書 (1.2.1 実施工程表)</p> <p>(1) 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>(2) <b>実施工程表の作成に当たり、関連工事等の関係者と調整のうえ、十分検討する。</b></p> <p>(3) 契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要が生じた場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を<b>直ち</b>に変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>(4) (3) によるほか、実施工程表の内容を変更する必要が生じた場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。</p> <p>(5) 監督職員の指示を受けた場合は、実施工程表の補正として、週間又は月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督職員に提出する。</p> <p>(6) 概成工期が特記された場合は、<b>実施工程表等に概成工期、受電日、総合試運転調整に要する工程を明記する。</b></p> <p>3) 作業員の休日の確保を行った記録が整備されている。</p> <p>③ 【週休2日促進工事の場合】：長崎県の営繕工事における週休2日促進工事試行要領（R8.1.13一部改定）</p> <p>・R8.4.1以降起工した工事は、月単位の4週8休と完全週休2日、それ以外となる。</p> <p>・工事起工時の要領に基づいた実施状況を確認する。</p> <p>4) 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。</p> <p>③ 労働基準法の改正（建設業においては令和6年4月1日施行）</p> <p>1) 法定労働時間：1日8時間及び週40時間</p> <p>2) 法定休日：毎週少なくとも1回</p> <p>3) 法定労働時間超過（時間外労働）の対応：労働基準法第36条に基づく労使協定の締結及び所轄労働基準監督署長への届け出</p> <p>4) 時間外労働の上限：原則月45時間、年360時間</p> <p>5) 臨時的な特別な事情であり労使が合意する場合：年720時間以内、月45時間を超えることができるのは年6回等</p> <p>6) 労働基準法違反の罰則：30万円以下の罰金または半年以下の懲役</p> | <p>公共建築工事標準仕様書に合せた修正<br/>週休2日促進工事試行要領の改訂に伴う修正</p> |

【「施工プロセス」チェックリスト（営繕工事編）】の手引きの修正箇所一覧表

令和8年6月1日改正

| ページ                | 項目  | 現行   | 改正                                      | 理由 |
|--------------------|---|--|---|----|
| 2. 施工状況<br>Ⅲ. 安全対策 | 18 安全活動<br>2) 店社パトロールを実施し、活動記録がある。<br><注意事項><br>※ 労働安全衛生規則（第18条の2）<br>3) 安全教育・訓練等を実施し、活動記録がある。<br><注意事項><br>③【施工中の安全確保】：公共建築工事標準仕様書（1.3.7 施工中の安全確保）<br>(a) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令等に定めるところによるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）（平成5年1月12日付け 建設省経建第1号）に従うとともに、建築工事安全施工技術指針（平成7年5月25日付け 建設省営監発第13号）を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施行に伴う災害及び事故の防止に努める。<br>4) 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。<br><注意事項><br>4) 随時に実施するもの<br>追加   | 18 安全活動<br>2) 店社パトロールを実施し、活動記録がある。<br><注意事項><br>削除<br>3) 安全教育・訓練等を実施し、活動記録がある。<br><注意事項><br>③【施工中の安全確保】：公共建築工事標準仕様書（1.3.7 施工中の安全確保）<br>(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令等に基づくほか、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）及び建築工事安全施工技術指針（平成7年5月25日付け建設省営監発第13号）を踏まえ、常に工事の安全に留意し、施行に伴う災害及び事故の防止に努める。<br>4) 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。<br><注意事項><br>4) 随時に実施するもの<br>送り出し教育  | 公共建築工事標準仕様書に合せた修正<br>長崎県の修正版による。        |    |
| 2. 施工状況<br>Ⅳ. 対外関係 | 20 関係機関等<br>1) 関係官公署等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。<br><注意事項><br>③ 公共建築工事標準仕様書（1.1.3 官公署その他への届出手続等）<br>(a) 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。<br>2) 近隣地元住民・入居官公署等と施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録がある。<br><注意事項><br>③【官公庁への手続き等】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-41）<br>・受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、事前に交渉内容を監督職員に報告するとともに、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。<br>・受注者は、上記交渉の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくべき。<br>4) 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。<br><注意事項><br>①【イメージアップ工事】：特記仕様書（24 その他 1 イメージアップ工事）<br>※ 参考：建築工事監理指針（令和4年版）第2章仮設工事 第3節仮設物<br>公共建築工事標準仕様書（令和4年版）第2章仮設工事<br>③【石綿等、事前調査結果の揭示】：大気汚染防止法第18条の5の15第5項 | 20 関係機関等<br>1) 関係官公署等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。<br><注意事項><br>③ 公共建築工事標準仕様書（1.1.3 官公署その他への届出手続等）<br>(1) 工事の着手、施工及び完成に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。<br>2) 近隣地元住民・入居官公署等と施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録がある。<br><注意事項><br>③【官公庁への手続き等】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-41）<br>・受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、事前に交渉内容を監督職員に報告するとともに、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。<br>・受注者は、上記交渉の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。<br>4) 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。<br><注意事項><br>①【イメージアップ工事】：特記仕様書（24 その他 1 イメージアップ工事）<br>※ 参考：建築工事監理指針（令和7年版）第2章仮設工事 第3節仮設物<br>公共建築工事標準仕様書（令和7年版）第2章仮設工事<br>③【石綿等、事前調査結果の揭示】：大気汚染防止法第18条の15第5項 | 公共建築工事標準仕様書に合せた修正<br>長崎県建設工事共通仕様書に合せた修正 |    |
| 主任技術者一覧・各種記載例等     | P53以降   | P60以降<br>すべて差し替え   | 長崎県の修正版による。                             |    |